

公益財団法人 日本体操協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	2008年より毎年、年度ごとの協会政策方針を出し年1回の全国代表者会議にて発表し、HPにも公表している。2021年度（令和3年度）から5年間の中期基本計画を策定した。内容は協会の方針から達成目標、経営面、更に各競技の各々目標設定と計画を記載し実施に向けて作成した。作成にあたっては各専門分野からの意見と目標設定、さらに各委員会にて議論して提出したもの。 中期基本計画2021-2026 : https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/JGA_Chuhoki20210909.pdf 現在2027-2032の中期基本計画を作成中	1.2025年度日本体操協会政策方針 2.日本体操協会中期基本計画2021-2026 3.理事会承認資料 (日本体操協会中期基本計画2021-2026)
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	人材の採用及び育成に関する計画を策定している。 本計画は役職員や構成員から幅広く意見を集め始めており、2025年12月末までに業務執行役会議にて確認。 本年度末までに理事会等での機関決定後公表を予定している。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	2008年より毎年、年度毎の協会政策方針を出し年1回の全国代表者会議にて発表し、HPで公表している。 2021年度（令和3年度）から5年間の中期基本計画を策定した。内容は協会の方針から達成目標、経営面、更に各競技の各々目標設定と計画を記載し実施に向けて作成した。作成にあたっては各専門分野からの意見と目標設定、さらに各委員会にて議論して提出したものを理事会承認済。2023年度は赤字決算であったが、2024年度は黒字化達成。 2024年度事業報告書 : https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/2024-report.pdf 2024年度決算報告書 : https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/2024-Financial-report.pdf 中期基本計画2021-2026 : https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/JGA_Chuhoki20210909.pdf ☒	6.2024年度事業報告書 7.2024年度決算報告書 2.日本体操協会中期基本計画2021-2026 3.理事会承認資料 (日本体操協会中期基本計画2021-2026)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	本協会では、外部理事の目標割合を25%以上、女性理事の目標割合を40%以上と設定し、その達成に向けて適切な組織運営を行ってきた。2025年の役員改選にあたっては、役員構成における多様性の確保を重視し、外部理事および女性理事の積極的な登用を進めた。その結果、有識者、他競技団体関係者、大学関係者、企業関係者などから幅広い協力を得ることができ、外部理事は27%、女性理事は40%という体制を実現。 2025-2026年度役員名簿： https://jpn-gym.jp/about-jga/director	8.2025-2026年度役員名簿 9.2025-2026年度本部長・委員長名簿 4.2025年度組織図
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	評議員については、外部評議員および女性評議員の目標割合をそれぞれ25%と定めているが、現在、外部評議員（9%）および女性評議員（18%）、その達成目標を下回っている。評議員選定委員会にて検討を進め、2029年の改選に向けて準備を整えていく。外部評議員は、体操協会に属する団体以外の方を対象としており、外部評議員および女性評議員の割合を着実に実現できるよう、細則の規程化を今年度中を目処に進めている。 2025-2028年度評議員名簿： https://jpn-gym.jp/about-jga/council	10.2025-2028年度評議員名簿 11.評議員選定委員会運営細則
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会について2013年度より設置しているものの、定期的な開催には至っておらず、アスリート委員会で開催計画書を作成し、本年度10月より2か月ごとに開催を計画予定 (2) アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われている。 委員長の選出は理事会で承認された人材を適用した。構成は、男子体操、女子体操、新体操、男子トランポリン、女子トランポリン、パルクールの各競技から現役選手、OBを選出している。 (3) アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じている。 選手及び選手のコーチやスタッフの意見を取り入れるため、アスリート委員会の委員が大会に限らず合宿に足を運び、話しやすい雰囲気のなかで選手との対話を努めている。また、大会運営の組織の中にアスリート委員会が入る体制を作り、選手の意見を大会運営に取り入れる組織作りをしている。	12.アスリート委員会内規 13.2025年度アスリート委員会名簿 4.2025年度組織図 14.アスリート委員会開催計画書

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	2023年度より、スポーツ団体ガバナンスコードが示す理事継続年数10年までという条件を適用している。さらに、2025年役員改選において、理事会の役員の構成における多様性の確保を念頭に外部理事および女性理事を積極的に登用した。 また、理事の経歴も元五輪代表選手、大学教授、他スポーツ団体の理事経験者、一般企業経験者等多岐に亘っており、幅広い視点からの理事会の適切な運営を可能としている。 2025-2026年度役員名簿： https://jpn-gym.jp/about-jga/director	8.2025-2026年度役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	すでに理事就任時の年齢制限を設けている。（就任時70歳まで） 一部規程の変更を設け、規程の改定を2025年12月に予定している。 役員の定年に関する規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/jgareg_03_2022-yakuin-teinen-kitei.pdf 定款第27条に基づく役員以外の定年に関する規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/teikan-about-teinen.pdf	15.役員の定年に関する規程 16.定款第27条に基づく役員以外の定年に関する規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	理事の連続での就任期間は最長5期10年まで、再任回数は最大3回まで、再任期間は2期4年以上空けるものとしており、2023年役員改選時から適用している。 役員の定年に関する規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/jgareg_03_2022-yakuin-teinen-kitei.pdf 定款第27条に基づく役員以外の定年に関する規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/teikan-about-teinen.pdf 2025-2026年度役員名簿： https://jpn-gym.jp/about-jga/director	15.役員の定年に関する規程 16.定款第27条に基づく役員以外の定年に関する規程 8.2025-2026年度役員名簿

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考委員会及び会長推举委員会運営細則に従い、委員会を立ち上げ、役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。 役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置している。 役員候補者選考委員会の構成員の半数以上を現職の理事（外部理事を含む。）が占めていない。 https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/hyogiin-saisoku.pdf	17.役員選考委員会及び会長推举委員会運営細則 18.2025-2026役員候補者選定委員会名簿 19.役員候補者選定委員会提案報告書 41.理事会選考審議議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその他役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	NF及びその他役職員、その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。 倫理規定： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/jgareg_09_2021.pdf 倫理規程については、更なるガバナンス強化のため、12月までに規程の見直しを実施中。	20.倫理規定 21.職員服務規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。 コンプライアンス規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/jgareg39_201906.pdf 委員会運営規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/committee-kitei.pdf 事務局規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/office-kitei.pdf コンプライアンス規程においては、更なるガバナンス強化のため改定作業中。	22.コンプライアンス規程 23.経理規程 24.委員会運営規程 25.事務局規程 21.職員服務規程 26.テレワーク勤務規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関する規程を整備している。	27.文書管理規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	28.役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 29.職員給与規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産に関する規程を整備している。 将来、世界選手権大会など大規模な大会を誘致する際には、理事会や評議員会による機関決定が不可欠であり、とくに財務面での対応力が重要な鍵となる。そのため、特定資産取扱規程を制定し、大規模大会等の招致を可能とする体制を整備した。	30.特定資産等取扱規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政的基盤を整えるための規程を整備している。 登録規程、加盟団体規程により、登録者の手続き、登録料の納付、加盟団体の分担金の納入等を規程している。 スポンサーシップに関する規程がないため、案件ごとに個別にて契約をし適切な契約を結んで締結している。	31.登録規程 32.加盟団体規程 33.スポンサー契約書
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。理事会審議後、HP掲載している(現在はサイバー攻撃のため、再掲示に向け再構築中)。 (2) 代表選考に関する選手の権利保護については、2021年12月競技者規程に13条を追加し改定を実施し、選手の権利保護に関する規程を整備している。 (3) 選手選考においては、世界選手権等の出場人数、資格が毎年変更しているため、出場大会ごとに理事会にて公平かつ合理的な過程で選出した各種目強化本部の部員が部会にて選考基準を作成し、理事会にて審議して決定している。 競技者規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/jgareg_06_2021.pdf	34.強化本部内規 35.2025度男子体操日本代表選手選考方法 36.2025年女子体操日本代表選手選考方法 37.2025度新体操日本代表選手選考方法 38.2025度男子トランポリン日本代表選手選考方法 39.2025度女子トランポリン日本代表選手選考方法 40.競技者規程 41.理事会選考審議議事録
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。規程はすでに審判委員会において策定済みで大会における審判員の起用については、内規に基づき各競技審判本部が原案を作成し、審判委員会で整理したうえで、理事会の承認を得る手続きとしている。 審判が全国大会に採用されるには1種資格が求められ、カテゴリー試験にて成績上位の者から選ばれる。	42.競技会審判員選考基準内規 43.カテゴリー試験要項

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<p>(1) 規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について顧問弁護士・公認会計士・社会保険労務士等との日常的にサポート出来る体制を取っている。相談内容に応じて相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保している。また、コンプライアンス、パワハラ、セクハラなどの相談を受け、コンプライアンス委員会にて状況を双方の聞き取りする体制を取り対応。</p> <p>コンプライアンス研修やインテグリティ教育の実施について各都道府県協会とも連携を予定。</p> <p>(2) 役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有しているものの、現在、問い合わせの案件の複雑化を受け、問題の初期対応を厳格化するために2025年度より外部弁護士事務所にて初期対応を依頼し、コンプライアンスの強化を図るようにした。</p> <p>更なるガバナンス強化のため、問題・危機管理発生フローチャートを12月改定に向けて見直し中</p>	44.コンプライアンス委員会外部アドバイザリー委任契約書 45.専門家によるサポート体制について 46.社会保険労務士業務委託契約書 47.問題・危機管理発生フローチャート 48.コンプライアンス委員会名簿 49.2024年度研修会日程 50.2024年度コンプライアンス研修資料
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>(1) コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、令和元年度より、毎年開催しているが案件対応のため意識向上の会議は実施が出来ていない。今後は研修等意識向上策の設定等の会議を実施していく。</p> <p>議事録についてはプライバシー保護のため、事案に関する内容は伏せてある。</p> <p>(2) コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的実施はできていないため、12月までに今後の実施計画と状況整理を実施する。</p> <p>(3) コンプライアンス委員会の構成員は委員長1名、副委員長／弁護士1名、外部3名（内：女性委員1名）合計5名を配置している。</p>	22.コンプライアンス規程 48.コンプライアンス委員会名簿 85.コンプライアンス委員会議事録まとめ
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している。	48.コンプライアンス委員会名簿

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 毎年2月の全国代表者会議において本協会役職員に対して、コンプライアンス教育を展開している。 (2) 対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等作成済み。 (3) 2024年度においては役職員向けのコンプライアンス教育として、全国9地域でハラスマント研修会を実施。合計1306名の参加。 (4) 2025年度は2026年2月に実施予定	50.2024年度コンプライアンス研修資料 49.2024年度研修会日程 51.JGA指導員規程
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	2018年度より、各競技の強化合宿にて、コンプライアンス、インテグリティ教育の実施。各競技より担当者を任命し、選手、指導者向けの教育・啓発を継続している。 強化本部では、毎年10月から2月のオフシーズンの強化合宿の際に参加選手、指導者に向けて実施している。 実施報告書_ジュニアナショナル強化合宿は2025年1月の際の報告書。 また、全国に広がる選手、指導者にも研修会を実施。アンケートなど収集し研修会の充実を図っている。 また、指導者に対する新しく資格制度を設け、そこにてコンプライアンス研修を必須としている。 更なるガバナンス強化のために、倫理規定、行動規範遵守の取組みについてを12月までに見直し予定	52.倫理規定、行動規範遵守の取組みについて 51.JGA指導員規程 53.コンプライアンス研修会アンケート結果 54.実施報告書_ジュニアナショナル強化合宿.pdf
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2020年度より、審判委員会にて実施計画を立て2020年は体操競技審判員に実施済。 2021年度以降は体操・新体操・トランポリンとも年1回の教育を実施済。 各種大会で実施している審判講習会内にてコンプライアンス教育を実施し、多くの審判員に教育を実施している。添付の資料は2024年11月7日開催の資料と2021年の報告書 ただ、報告書等の提出について2022年度以降は未徹底だったため、今後報告書の提出方法について検討。	55.20241107新体操審判講習会資料 56.審判員コンプライアンス研修会報告

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けれることができる体制を構築すること	専門家によるサポート体制を構築している。 公認会計士、弁護士、司法書士、税理士等による日常的なアドバイス等の機会を設定して、管理をしている。 弁護士については顧問弁護士を雇い、常日頃の法務チェック等法務相談に対応してもらっている。	45.専門家によるサポート体制について 44.コンプライアンス委員会外部アドバイザリー委任契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	顧問税理士により、消費税チェックをお願いしている。各取引伝票1件毎にチェックを行っている。この業務において、異常な取引等が発生した場合、即座にその内容について、回答を求められる。日常データー処理において、ルーチンワーク化しており、チェック機能が働いている。また、6ヶ月毎に公認会計士2名によるチェックも実施しており、専門家によるチェック体制を図っている。公認会計士の2025年度の契約についてはまだ未締結のため、2024年度の契約書を提出。 監事においては各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。 本協会の監事には、定款第30条に定められた監事の職務及び権限を実行できるように学識経験者又は法的専門知識の有する者を監事として選任している。	8.2025-2026年度役員名簿 45.専門家によるサポート体制について 57.日常消費税チェック体制について 58.令和6年度監査報告書 59.監事履歴書 60.公認会計士契約書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金については、規程作成済で、適正な運用を行っている。	61.国庫補助金等公金の取扱いに関する規程 62.監事監査規程 63.交付決定通知資料

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	年度決算においては、理事会の承認決議の後評議員会に上程・審議後、承認。その後、HPへ掲載し、開示を行っている。 決算報告書には、貸借対照表、正味財産増減計算書および財産目録等を全て含まれる。 2024年度事業報告書： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/2024-report.pdf 2024年度決算報告書： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/2024-Financial-report.pdf	6.2024年度事業報告書 7.2024年度決算報告書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選手の公平・合理的選考方法については、理事会審議後、HP掲載している（現在はサイバー攻撃のため、再掲示に向け再構築中）。 代表選考に関する選手の権利保護については、2021年12月競技者規程に13条を追加し改定。オリンピック代表選考基準も開示。 理事会にて選出された各種強化本部が強化本部会において各選考大会が実施される前に選考基準を設け、その選考基準は理事会での承認を受け、情報開示をしている。	35.2025度男子体操日本代表選手選考方法 36.2025年女子体操日本代表選手選考方法 37.2025度新体操日本代表選手選考方法 38.2025度男子トランポリン日本代表選手選考方法 39.2025度女子トランポリン日本代表選手選考方法 64.競技者規程 65.競技者規程細則 <small>41.理事長による監査報告書</small>
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明」を2024年10月にHPに公開済。 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/governance-2024.pdf	66.スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。特に、年度末での公認会計士監査においては、利益相反ポリシーに基づいた規程により、利益相反を適切に管理している。</p> <p>利益相反ポリシー規程化済。</p> <p>利益相反ポリシー：https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/09/20250925riekisouhan_kitei.pdf</p>	67.利益相反ポリシー
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>利益相反ポリシーを作成している。</p> <p>利益相反ポリシー：https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/09/20250925riekisouhan_kitei.pdf</p>	67.利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>公益通報者保護に関する規程の中に「通報制度規程」が策定されており、この規定に基づいて適切に運用されている。</p> <p>(1) 通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。</p> <p>通報窓口フォーム：https://jpn-gym.jp/contact-form</p> <p>(2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。</p> <p>(3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。</p> <p>(4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。</p> <p>公益通報者保護に関する規程：https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/09/20250922kouekitsuuuhoushahogo_kitei.pdf</p> <p>(5) 研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。</p> <p>更なるガバナンス強化のため、公益通報者保護に関する規程および問題・危機管理発生フローチャートは12月までに見直し</p>	68.公益通報者保護に関する規程 47.問題・危機管理発生フローチャート

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用体制を、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備している。 通報相談窓口は外部弁護士となっており、通報内容を処理するコンプライアンス委員会は、上記の通り、弁護士、学識経験者が含まれている。相談内容はセクハラ・パワハラを含め全体の相談に対応している。	47.問題・危機管理発生フローチャート 48.コンプライアンス委員会名簿 44.コンプライアンス委員会外部アドバイザリー委任契約書
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	倫理規定により懲戒内容を制定している。また通報から処分内容の手続き等を定めている。倫理規定に弁明の機会について及び処分結果の通知等を告知することを条文制定を行い実施している 倫理規定： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/jgareg_09_2021.pdf コンプライアンス規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/jgareg39_201906.pdf (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程「処分規程」を2025年度中を目途に作成中。 (2) 懲戒制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 (3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている。 (4) 処分結果を、処分対象者に対し、倫理規定第7条にて「文書にて通告する」と定めており、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて通告している。さらに処分結果につき、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することの手続規定として「処分規程」を2025年度中を目途に作成中。	20.倫理規程 22.コンプライアンス規程 47.問題・危機管理発生フローチャート 69.通報窓口・懲戒委員会に関する手続きについて 70.処分通知フォーマット

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>倫理規程にて以下の通り規定されており、案件により委員会のメンバーを都度、中立性のあるもので構成される。</p> <p>違反行為に対する処分は、懲戒委員会で検討し、理事会によって決議する。</p> <p>懲戒委員会は、理事会の指名する懲戒委員長、および懲戒委員長が指名する若干名で構成する。</p> <p>懲戒委員会のメンバーは、中立性、専門性を有する者を入れて構成される。</p> <p>倫理規程は更なる運用改善のため2025年12月を目途に改定中</p>	20.倫理規程 83.懲戒委員会名簿 84.理事会議事録
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>処分通知時に対象者に対して必ず文書で伝えるとともに、倫理規程第7条にてその旨の条文化。</p> <p>(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている（倫理規定第8条）。</p> <p>(2) 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立てに限らず、代表選手の選考を含むNFのスポーツ仲裁機構の関連諸規則に従ってなされる仲裁によって解決されるものとしており、競技者及び役員等によるスポーツ仲裁機構への不服の申し立てについて規程されている。</p> <p>(3) 申立期間について合理的ではない制限を設けていない</p> <p>倫理規定：https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/jgareg_09_2021.pdf</p>	20.倫理規程 64.競技者規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	倫理規定で記している物の他、処分通知時に対象者に対して処分通知書にも記載。 倫理規定： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/jgareg_09_2021.pdf	70.処分通知フォーマット 20.倫理規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理マニュアルを策定しており、危機管理体制を構築している。 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでおり、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。 現在、協会内規程に加盟団体規程を設けて、中央と地方団体との連携を整備している。 また全国代表者連絡会議、ブロック会議、更に地域委員会を設けて各意見交換、支援、助言を行える体制としている。各都道府県協会に対して、相談窓口の設置依頼を出している。都道府県コンプライアンス担当者へ大会においてハラスメント報告が容易になれる様にポスター、チラシの掲出義務付ける。 加盟団体規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/kameidantai.pdf 2025年度組織図： https://jpn-gym.jp/about-jga/soshikizu-2025 更なる対応のために危機管理マニュアルを2025年度末までを目標に改定中	4.2025年度組織図 71.危機管理及び不祥事対応体制について 72.地域委員会名簿 73.ブロック代表者名簿 74.コンプライアンス委員会設置依頼書 75.都道府県ハラスメント対応プロセッジ 76.ハラスメント防止ポスターおよびチラシ 77.国際体操連盟ポスター
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築し、不祥事の根本的な原因究明を含む不祥事対応を行い、必要に応じて、不祥事の事実関係、処分内容、根本的な原因及び再発防止策を公表している。 不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不斷にモニタリングした上で、その改善状況を定期的に公表している。 ※審査書類提出時から過去4年内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築し、不祥事の根本的な原因究明を含む不祥事対応を行い、必要に応じて、不祥事の事実関係、処分内容、根本的な原因及び再発防止策を公表している。 不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不斷にモニタリングした上で、その改善状況を定期的に公表している。 2024年7月及び2025年2月に発生し、事実認定、調査内容審査のため第三者機関である弁護士事務所に依頼し、関係者への聞き取り調査を実施。第三者機関による報告書を提出。 再発防止策として継続的なインティグリティ教育の実施に向けて、2025年10月の理事会にて提出し、決議する予定。	71.危機管理及び不祥事対応体制について 78.202407調査報告書 79.202407第三者委員会名簿 81.202502第三者委員会名簿 82.202502調査報告書

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成している。 ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成している。 2024年7月の案件において、外部有識者による第三者委員会の設置を行った。メンバーについては、今回の案件が選手が対象、またスポーツ時だけの問題でないことと話題性の高い問題となったことから内部での調査での限界もあることから、独立性、中立性に重点を置き、協会の関与しない外部弁護士へ依頼した。 2025年2月の案件においても、外部有識者による第三者委員会の設置をした。ハラスメントが疑われる案件であった。メディアが一部の情報だけを上げたため、その調査方法等に問題がなかったか外部調査の必要性が出	71.危機管理及び不祥事対応体制について 79.202407第三者委員会名簿 81.202502第三者委員会名簿
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。 加盟規程により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟規程により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。 現在、協会内規程に加盟規程を設けて、中央と地方団体との連携を整備している。 また全国代表者連絡会議、ブロック会議、更に地域委員会を設けて各意見交換、支援、助言を行える体制としている。各都道府県協会に対して、相談窓口の設置依頼を出している。都道府県コンプライアンス担当者へ大会においてハラスメント報告が容易になされる様にポスター、チラシの掲出義務付ける。 加盟規程： https://jpn-gym.jp/wp-content/uploads/2025/06/kameidantai.pdf	32.加盟団体規程 4.2025年度組織図 74.コンプライアンス委員会設置依頼書 75.都道府県ハラスメント対応プロセッシャ 76.ハラスメント防止ポスターおよびチラシ
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現在、毎年2月に開催している全国代表者連絡会議（理事、委員会委員長、加盟団体代表、ブロック代表、地域委員会代表等が参加する全国会議）にて、弁護士、有識者の方々によるコンプライアンス研修会を毎年開催している。組織づくり、ガバナンスやコンプライアンスに関する研修会を実施して情報提供支援をしている。 今年度も2026年2月に開催予定である。	80.全国代表者連絡会議開催要項